

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1121号

令和5年度物価高騰対策給付金

(住民税非課税世帯へ7万円支給)

のお知らせ

右記の給付金(7万円)の支給決定通知が届いていない世帯で、次の内容に該当する世帯は、**至急**ご連絡をお願いします。

※転入前市町村で受給していない世帯が、転入先市町村の令和5年12月1日(基準日)以降の転入により転居前後のいずれの市町村からも支給が受けられなかった住民税非課税世帯(申請や確認書の返送を忘れた者等を除く)

※住民税非課税にもかかわらず、確認書が届いていない世帯(その場合は、住民税非課税であること)のわかる証明が必要となりますのでお問い合わせください

【問い合わせ先】

住民生活課課税住民班 電話 76-21115



令和6年度軽自動車税

(種別割)について

令和6年度軽自動車税種別割は、令和6年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車等の所有者へ課税されます。

次のような場合は、申請手続を令和6年3月29日(金)までに済ませて下さい。

- ・所有者変更した場合
- ・住所変更した場合
- ・所有者がなくなった場合
- ・紛失・盗難にあった場合
- ・使用不能となった場合

小型特殊自動車の軽自動車税

(種別割) 課税対象について

フォークリフトなど乗用装置のあるトラクタ
ー・コンバイン・田植え機などの農耕作業用の小型特殊自動車は、所有していれば軽自動車税種別割の課税対象となり、申請・登録が必要です。

現在お持ちのフォークリフト等の小型特殊自動車(長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下)が、長さ4.70m以下、高さ2.80m以下のものや農耕作業用の小型特殊自動車(最高速度が、35km/h未満のもの)で、申請されていないものがあつたらしく、**令和6年3月29日(金)まで**に手続をおこなってください。

なお、市町村から交付される標識ナンバーは、公道走行を許可するものではなく、課税標識となります。

【手続に必要なもの】

- ・車名・車体番号・大きさや最高速度のわかるもの

【問い合わせ先】

住民生活課税務班 軽自動車税担当
電話 76-21115

特設人権相談所開設の

お知らせについて

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。女性・子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、その他の暮らしの悩みごと等、人権に関する相談をお受けします。

困った時は一人で悩まず人権擁護委員に御相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

【日時】2月13日(火) 午前10時～正午
午後1時～3時

【開設場所】吉野公民館

【問い合わせ先】住民生活課住民班 76-21115

依存症相談会のお知らせ

依存症全般におけるトラブル、悩み、心配事についての相談会を実施します。ご本人、ご家族、ご近所でもかまいません。相談は無料、秘密は厳守いたします。

なお、相談は事前予約制です。相談日の1週間前までに予約下さい。

【日時】2月21日(水) 午後1時～3時
3月13日(水) 午後1時～3時

【場所】本山町役場 相談室

【相談員】高知県断酒新生活会嶺北支部

依存症予防教育アドバイザー 橋本和明

【問い合わせ先】健康福祉課

電話 70-10000

高知県おでかけるんだパス

（1）1つち子育て応援」の加盟店を

募集しています

高知県では、妊娠中の方や子育て家庭の応援に取
り組む事業者を「1つち子育て応援の店」として登
録しています。さらに、優待サービスを提供する「フ
リミアム1つち子育て応援の店」になると令和5年
10月にリリースした、高知県の子育て応援パスポ
ートアプリ「おでかけるんだパス」にて、子育て家
庭に向けてお店の情報やサービスを発信できる「お
知らせ」機能を活用できたり、アプリにて発行され
るデジタルクーポンが利用できる事業所になるこ
ともできます。この機会に、地域の子育てを応援す
るお店になりませんか？

〇目的

事業者の協力を得て、妊婦中の方や子どもがいる
家庭が来店された際に、商品割引や飲食物のプリゼ
ントといった「優待サービス」を実施し、また、JALや
地域における子育て支援の雰囲気づくりや子ども
を持つことのイメージの向上、また地域の事業者に
おける産業振興を図ることを目的としています。

〇優待サービスについて

優待サービスは各事業者にて自由に設定可能で
す。

例：商品の割引・キッズドリンク一杯無料やお菓子
のプレゼントなど

〇加盟方法

「おでかけるんだパス」で検索し、「申請フォーム」
から登録申請ができます。

〇子育て世代の皆様へ

「おでかけるんだパス」ではお得な子育て情報やイ
ベント等が掲載されています。その他、子育て応援
加盟店をマップで検索できたり、子どもの急な発熱
やケガに対応できるよう緊急連絡先も掲載されてい
たりします。ぜひアプリをダウンロードしてみてください
ください。

ダウンロードは、

・ App Store



・ Google Play



【問い合わせ先】

・ 事業者向け

1つち子育て応援の店事業者向け事務局

電話 0888-88880-0315

・ 利用者向け

高知県子育て応援パスサポートアプリキャン
ペーン事務局

電話 0888-88880-5500

・ 記事について

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課

電話 0888-8233-9641

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-33016

早明浦ダム利水放流管からの

放流について

早明浦発電所では、毎年発電機の点検・整備作業
を実施しています。左記の期間中、発電機を停止さ
せ発電放流（利水放流）ができない状況となるため、
利水放流管からの放流を予定しております。

利水放流管から放流を開始する際には、事前にサ
イレン等でお知らせしますので、川の増水にご注意
ください。

【発電機停止期間・放流予定日時】

2月22日（木）～2月28日（水）

※放流は下流河川の状況に応じて行います。
天候等による実施しない場合もあります。

【問い合わせ先】

独立行政法人水資源機構池田総合管理所

早明浦ダム・高知分水管理所

電話 82-04805

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事
に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、
その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的に行
われる行政相談所で受け付けています。お気軽に
相談ください。

【日時】 2月15日（木）午前10時～正午

【場所】 役場1階 もとよまホール

【行政相談員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22233

「本山町いきいきあんしん総合福祉計画2024」に係るパブリックコメントを実施します

令和5年度に地域福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画含む)、成年後見制度利用促進計画の計画期間が最終年度を迎え、今後のさらなる地域福祉の推進を図るための見直しを行い、地域福祉計画の中に重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画も内包した「本山町いきいきあんしん総合福祉計画2024」を策定します。

この度、「本山町いきいきあんしん総合福祉計画2024」の計画案がまとまりましたので、町民の皆様にご公表し、「意見を募集」します。

【計画名】

本山町いきいきあんしん総合福祉計画2024

【募集期間】

令和6年2月9日(金)～令和6年2月22日(木)

【閲覧場所】

- ①本山町ホームページ
- ②本山町役場 健康福祉課

※②については土・日曜、祝日を除く。

【意見のききかた】 本山町に在住の方へ

【提出方法】

本山町ホームページ若しくは備え付けの指定様式による意見公募期間内に本山町健康福祉課まで提出してください。

【問い合わせ先】 健康福祉課

電話

70-10000

FAX

70-10000

本山町地域公共交通計画に係るパブリックコメントを実施します

令和5年度に本山町地域公共交通網形成計画の計画期間が最終年度を迎え、今後も公共交通を維持していくために本町の現状や課題点を取りまとめ、持続可能な公共交通ネットワークを構築するためのマスタープランとなる「本山町地域公共交通計画」を策定します。

この度、計画案がまとまりましたので、町民の皆様にご公表し、「意見を募集」します。

【計画名】 本山町地域公共交通計画

【募集期間】 2月9日(金)～2月22日(木)

【閲覧場所】

- ①本山町ホームページ
- ②本山町役場 政策企画課

(午前8時30分から午後5時15分まで)

※土曜・日曜、祝日を除く

【意見出来る方】

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤・通学している方
- ・町内に事業所・事務所等のある個人・法人その他の団体の方

【提出方法】

本山町ホームページもしくは本山町政策企画課に備え付けの指定様式により、募集期間内に次の方法にて提出してください。

- ・持参又は郵送による書面提出

【提出先】 〒781-0602

高知県長岡郡本山町本山の336番地
本山町政策企画課

※郵送の場合は、2月22日(木)必着

【お問い合わせ先】 FAX: 76-3500033

・電子メールによる提出

メールアドレス: kikaku@town.motoyama.lg.jp

※電話など口頭での意見、匿名の意見はご受け付けできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】 政策企画課 電話 76-35015

「リユース品」の売却

「REIITEEスホホ」の売却

このたびは「REIITEEスホホ」が運営する公売会において役所などで不要となった備品など、まだ使えるものを「リユース品」として売却します。

最低価格は100円から入札可能で、一番高い金額を入札した方が購入できます。

本町からはオフィスデスク・脇机・事務椅子を出品していますので、御入用の方はご参加ください。

【開催期間】 2月13日(火)～21日(水)

【入札時間】

開催期間中の午前0時00分～午後11時59分

【参加方法】

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構(以下、「安芸機構」という。)ホームページの入札フォームより参加が可能です。

※本山町ホームページにリンクを掲載いたしますので、こちらからもアクセスいただけます。その他詳細については、安芸機構のホームページ(<https://aki-taxip/3auction/koubai/06-1.html>)をご覧ください。

【物品に関する問い合わせ先】

総務課 電話 76-22223

【入札参加に関する問い合わせ先】

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構
電話 08001-35-00000

食品ロスを減らしませんか

食品ロスとは、本来ならまだ食べられるのに捨てられる食品の事です。例えば、作らずに食べきれなかった食べ残しやお店で売れ残ってしまった、捨てられてしまった食品など、製造・販売・消費など様々な過程で発生しています。

日本で発生している食品ロスの量は、年間約22万トン(※農林水産省及び環境省による令和2年度推計値)に達します。これは国民全員が約1キロ1個を毎日捨てる量に相当します。

食品ロスを削減する食品問題の改善や家計負担の改善、気象変動の抑制、ゴミ処理事業経緯の改善などが望めます。

日本では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、高知県でも令和3年の「食品ロスの削減推進計画」が策定され、消費者・事業者・地方公共団体それぞれ役割や行動による食品ロスの削減が求められています。

消費者が食品ロスを減らすためには、

- ① 買いすぎない
必要な分を必要な量だけ購入しましょう。普段から冷蔵庫や食品庫を整理して古いものを、余分な買い物を抑制しましょう。また、スーパーやコンビニの賞味期限が近いものを積極的に「すませず」を積極的に選択しましょう。

② 作りすぎない
家族の人数や体調を把握して調整しましょう。少しも余ってしまう料理などは、あらかじめ少なめに作るなど対策をしましょう。また、余った料理をフリーズした、残りがちな食材をアレンジして活用を提案した、おごころ有効に活用しましょう。(コンパイル: cookbook by 消費

者庁のキッチンコンテナカウンタで食品ロス削減のためのコンテナ公開中です)

③ 食べ残さない

食品の大切さや栄養バランスの必要性を家庭内で共有し、意識を変えてみましょう。外食の時は、食べ残しの量を注文し、食品ロスを削減しましょう。

食品ロスを削減するためには、家庭での取り組みも大変重要で、身近な食品ロスから減らしていき環境に配慮した消費者を目指しましょう。

【問い合わせ先】

高知県文化生活スポーツ部 県民生活課
電話 088-824-6001
まちづくり推進課 産業振興班
電話 76-301-0

障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しています。お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となります。相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】2月15日(金) 午後1時～午後3時

【場所】

障害者や病気のあそび

- ・ 一般企業への就職や面接の方
- ・ 就労の継続や生活不安のある方

○ 障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ先・予約先】

障害者就業・生活支援センター「あそび」
電話0888-8014-0111

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】2月16日(金) 午後1時～3時30分
(相談時間は、1組あたり30分です。)

【場所】 役場の隣 相談室
【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-22223

いろいろな消費者トラブルの事例は

こちらで確認できます

国民生活センターでは、「消費者トラブルFAQサイト」を令和5年4月に開設しました。

このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対してFAQ (frequently asked questions) 形式でトラブル解決を支援する情報を提供するために相談窓口を案内するものです。

消費者トラブルにあわれた方が、時間や場所を問わず、お悩みや解決方法を図るようになっています。自己解決を支援するための有効なツールとなります。ぜひ活用ください。

【問い合わせ先】

高知県立消費者生活センター
電話 0888-824-0606
まちづくり推進課 産業振興班
電話 76-301-0



